

平成28年度 第1回 小平市介護保険運営協議会 会議要録

1	開催日時	平成28年6月2日（木） 午後2時00分～4時00分
2	開催場所	小平市健康福祉事務センター 2階 会議室（3）（4）
3	出席委員名 （敬称略）	井上斉、金子恵一、川上政子、久保田進、佐田恵子、清水太郎、下村咲子、多賀谷守、土居智子、中村幸子、馬場孝道、福井正徳、松川茂雄、山田敦子、渡邊浩文
4	配布資料	<ul style="list-style-type: none"> （1） 平成28年度 第1回 小平市介護保険運営協議会 会議次第 （2） 資料1-1 協議会運営事項 （3） 資料1-2 小平市介護保険運営協議会の役割と位置付けについて （4） 資料1-3 地域包括ケア推進計画の概要 （5） 資料1-4 地域包括支援センター運営協議会の設置について （6） 資料1-5 地域密着型サービスの運営に関する委員会の設置について （7） 資料2 地域密着型サービス事業所の指定等について （8） 資料3 小平市地域包括ケア推進計画策定のためのアンケート調査の概要及び実施スケジュール（予定）について （9） 資料4 介護施設整備に係る国有地の活用について （10） 資料5 平成27年度地域包括支援センターの活動実績 （11） 資料6 平成27年度介護予防事業の概要報告 （12） 資料7 平成27年度地域ケア会議の概要報告 （13） 資料8 総合事業の事業者指定状況について
5	傍聴人数	6名
6	次 第	<ul style="list-style-type: none"> 1 開会 2 依頼状交付 3 市長挨拶 4 委員自己紹介 5 事務局紹介 6 会長及び副会長の互選について 7 配付資料の確認 8 説明事項 <ul style="list-style-type: none"> （1） 協議会運営事項の説明（資料1-1） （2） 小平市介護保険運営協議会の役割と位置付けについて（資料1-2～1-5） 9 協議・検討事項 <ul style="list-style-type: none"> （1） 地域密着型サービス事業所の指定等について（資料2）

	<p>(2) 高齢者生活状況アンケート・介護保険サービス利用状況アンケート調査の概要及び実施スケジュール(予定)について(資料3)</p> <p>10 報告事項</p> <p>(1) 介護施設整備に係る国有地の活用について(資料4)</p> <p>(2) 平成27年度地域包括支援センターの活動実績(資料5)</p> <p>(3) 平成27年度介護予防事業の概要報告(資料6)</p> <p>(4) 平成27年度地域ケア会議の概要報告(資料7-1, 2)</p> <p>(5) 総合事業の事業者指定状況について(資料8)</p> <p>11 閉会</p>
--	---

1 開会

2 依頼状交付

3 市長挨拶

4 委員自己紹介

5 事務局紹介

6 会長及び副会長の互選について

互選により、会長に渡邊委員、副会長に井上委員が選出された。

7 配付資料の確認

8 説明事項

(1) 協議会運営事項の説明（資料1-1）

事務局より、傍聴者の入場、議事要録作成のための録音、議事要録の公開について説明し、承認された。

(2) 小平市介護保険運営協議会の役割と位置付けについて（資料1-2～1-5）

〔質疑応答〕

会 長：それでは、ただいま説明のありました小平市介護保険運営協議会の役割と位置付けにつきまして、ご質問等ございましたらご発言のほうよろしく申し上げます。

委 員：今回の公募委員を募集されたときに、いわゆる介護予防と市民参加というテーマでの募集だったんですね。私もそれで応募したわけですが、今年度の、今説明のあった計画の策定及び推進の作業といいますか、それと市民参加を促していくための施策というのはどういったところにつながってきますでしょうか。

事 務 局：地域包括ケアシステムというのをお聞きになったり勉強された方が大体いらっしゃるかと思うんですけれども、平成30年度からの次期計画を策定するに当たりまして、その間、介護保険事業と老人福祉計画をどのように策定していくか。その方向性としたしまして、国のほうでは地域包括ケアシステムの構築というのが一番の命題になっております。

というのは、団塊の世代が平成37年に向けまして75歳に到達するわけなんです。団塊の世代、非常に人口の多い世代でございます。人口の多い世代に向けて、今までと同じような形で介護サービスを提供してまいりますと、非常にそれが介護財政を圧迫する形になります。それが当然のことながら介護保険料の値上げに直結していくような形になってまいります。その介護保険料の値上げができればいいですが、高齢者の年金とか、そういう収入に関しては限られておりますので、なるべ

く介護保険料の値上げに直結させたくない、させてはいけないという命題がございます。

となってくると、大事になってくるのは、なるべく介護度を重症化させない、重くさせない、こういう取り組みが必要になってまいりまして、いわゆる介護予防ですとか、あるいは施設に頼ったような介護サービスから脱却しまして、地域においていろいろな高齢者の見守り、予防、認知症もそこに含まれてまいりますけれども、そういう施策をどんどん推進していかなくてはいけない。全部介護サービス事業所さんから提供していただいたのでは、これは非常に介護保険料のほうに直結してしまう。そこには非常に人口の多い団塊の世代の方のボランティアと申しますか、地域の力を投入していこうというのが一つ大きな狙いとして打ち出されております。

その地域の力をどのように介護予防や、あるいは地域で高齢者を見守る運動につなげていけるか。またそういう運動を組織化できるか、自治体として整備できるか。その辺が一番大きなかなめになってくるだろうと私どもも考えておりますし、世の中の流れもそうっております。その点から地域でのいろいろな市民の活躍ですとか取り組み、そういうものを介護サービス提供の側にどのように生かしていけることができるかというのが一番大きなかなめになりますので、今回、公募委員の方にテーマとしてお願いしたような内容にしたという次第でございます。以上でございます。

委員：ちょっと確認というか、地域密着型サービス運営委員会というのを、この会がそれを兼ねるといことで、新たに地域密着型サービス委員会というのはつukらないといことでよろしいんですか。

それと資料の1-4のところ、地域包括支援センター運営協議会の設置についてというふうに書いてあるんですけども、構成委員のところ1のところ介護サービス及び介護予防サービスに関する云々って書いてあって、医師、歯科医師って書いてありますが、薬剤師が抜けているんですけど、我々微力だから入れなかったのかなって、ちょっとひがんでいますが、ぜひ入れていただきたいと思います。

事務局：そうですね。恐れ入りますが、この資料の1-4につきましては、上のほうにございますが、厚生労働省の通知のほうを抜粋させていただいた内容でございます、そのほうでちょっとたまたま薬剤師の方々の身分が入ってなかったといことで、大変恐縮ではございますが。そういったところといことでご理解いただければなと思います。市のほうで作成したものではなくて、国のほうの資料の抜粋といところでちょっとこのような表現になってしまって申しわけございませんでした。以上でございます。

9 協議・検討事項

(1) 地域密着型サービス事業所の指定等について(資料2)

〔質疑応答〕

会長：それでは、新規指定が1件とそれから指定の更新が2件といことで、この案件に

つきましてご意見、ご質問等があればご発言をお願いします。

委員：私だけかもわかりませんが、この事業所が申請あったというのはわかるんですけども、何をポイントに我々委員とするとそれがよし悪しという、更新を認めるのか認めないのかという判断は、個々人の知識に頼るんでしょうか。それとも何か基準みたいなものがあるんでしょうか。

事務局：一応今回お示ししましたのは、サービス内容等をご確認していただいて、そこで何か委員の方から疑問等とかございましたらそちらについてお答えをいたしますが、どうでしょうか。判断というのは。この今お示した内容でこちらとしては新規の指定をいたしたいということと、更新についてはこの事業所について更新いたしたいということでお示した限りなんでございますけれども。

委員：よく第三者評価とか、こういう事業所に対するものが出されると思うんですが、今回のこの申請が出ている事業所についてそういったものが適用されるのかどうかわかりませんが、そういったものが添付されれば、ああ、そういうようなのねということでもわかるんですが、正直これだけでは私自身はどう判断していいかわからないというふうに思います。ほかの委員の皆さんはちょっとわかりませんが。

事務局：第三者評価については、そういったところの資料が必要ではないかということですよ、ご意見として。

委員：ここのこの場での判断が重要ならば、そういった添付資料があつてしかるべきじゃないかなとは思いますが。

事務局：では、今後、判断についての資料等については、委員さんからご意見いただいた内容も検討しまして、今後こちらのほうとしても議題として提案する際に対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

委員：新規の指定ということですと、この事業者さんから市のほうにはどんな形で書類等が出て、この場とは別にどんなものが出て、それから今発言がおありだったような、それまでのこの事業所が適切な運営が行われているというふうなことをつまびらかになるようなものを市としては把握されているんでしょう。その上でもってこういったところにお諮りをしてということで、そちらに十分な書類といいますか、裏づけのものが既にお持ちなんでしょう。違うんですか。

事務局：そうですね、はい、そのとおりです。指定に係る申請の書類というのはこちらのほうにいただいています。

委員：ということならば、ご説明がその辺のところを十分把握していて、そういう中でこういうこととということでご説明をすることで、いろんな資料を皆さんに刷ってお配りする必要はないというふうに私は思うんですよ。市のほうで十分ご検討なりなんなりした上でそれなりの説明を皆さんにしてどうですかというふうにしてくればいいのかと思うんですけども。

事務局：今、委員からお話いただきましたように、市のほうとしては事前に指定の申請の書類のほうはご提出いただいた上で、その内容については事務局として妥当なものであるという判断の上でお諮りをしているところでございます。

委員：ということであれば、ここで議論するというのはちょっと難しいですね。概要だけですから、今ぱっとこれを出されても、中身は把握しているということなので、それでよしといたしますね。そうすると私たちは中身全くわからない。市がよしと言

っていると。そういうことであれば、ここでもう意見なんてないわけですね。どうですかっておっしゃられても言いようがないんですね。

会 長：ということで、そうしますと、もうこちらとしてはこういったところが出ているんですがということで把握したというような形の決議でよろしいのでしょうか。

事務局：お願いをしたいと思います。

委 員：私個人としてはこういうふうに出していただくこと無駄だとは思ってないんですけど、説明をもう少し丁寧にしていただくとということになれば、皆さんがご納得いただけるような話をしてもらえば、それでいいんであって、無駄な書類をつける必要はないと。ということで、ご提案なりご説明をいただければ、私は同じような形でやらせていただいても構わないのかなというふうには思います。

会 長：一応この会の役割としてこういったことを議題に挙げて承認していくという過程が必要だということだと思うんですけども、承認するかしないかという点におきまして、もう少しこの概要だけじゃなくて、市として承認いただきたいという、その根拠となるような何か説明をいただかないと、なかなか我々のほうとしてもちょっとどうしたらいいんだろうということだということなんですけども、このあたりのご説明いかがでしょうか。

事務局：地域密着型サービスにつきましては、今回通所介護等出てございますけれども、いろんなサービスがあるということで、それぞれサービスごとによって人員基準がございましたり、そういった判断材料が市として審査するに当たってございますので、そういった点を見てそれによって市が妥当と判断したかについて説明、あるいは若干ちょっと資料も手直しさせていただく形で、次回からご提示させていただきたいなど。これをもちましてご判断いただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

会 長：ということでございますけれども、事務局のほうからご説明ございましたように、こちらに諮る段階において、ある程度こちらにもうお諮りしてご了承いただいても大丈夫なんじゃないかというような、そういう段階においてこちらにお諮りいただいているということで、次回からはちょっとそういった意味でもう少しちょっとお諮りいただく材料となるような根拠も示ししていただけるということですけど、この会の中でこちらは諮らなければならないということなのですけれども、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ということで、じゃあ、了承とさせていただきます。ありがとうございました。

よろしいでしょうか。異議がもしございましたら、大丈夫でしょうか。

委 員：今、事業所があちらこちらでたくさんできてきておりますけども、それに対してこういういろんな細かいところ、それは事務局のほうに上がっていると思うんですね。そこでよほど何かない限りは恐らく認められていくんだろうなって、ある程度の、これとこれとこれは整備してくださいよというもともとのものがあると思いますので、その中で本当に私たちもう事務局を信用するしかないという形にはなるんですけども、ただいろんな事業所とか、そういうことに対してのアンテナをちょっと張ってにおいて、何かのときにこの事業所はということがあったときにはご質問するというような形なのかって今思いましたけども。

会長：そういった意味で委員の皆さん方がこの会にご参加していただいているということだと思いますので、ちょっとこちらの事業所、えっというところとかがもしあれば、この中で質問等していただいて、基本的には事務局のほうで一応精査していただいた上でこちらに諮らせていただいているということで、では、この案件につきましては、了承という形をとらせていただいでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。

（２）高齢者生活状況アンケート・介護保険サービス利用状況アンケート調査の概要及び実施スケジュール（予定）について（資料３）

〔質疑応答〕

会長：それでは、計画の策定に向けてアンケート調査を実施することと、それから調査の種類、対象者数、スケジュールについて、ただいま事務局のほうから説明がありましたけれども、内容等はこれから検討するということですが、以上のご説明いただきました件につきましてご意見、ご質問ありましたらご発言のほうよろしくお願ひします。

委員：２点ございまして、１つは１の概要のところ①と⑤があります。⑤のところは米印で１の調査実施対象者を除くとありますが、①と⑤はどういうところの線引きがされるんですか。

事務局：①と⑤につきましては、条件としては一緒でございまして、６５歳以上の方で要支援、要介護認定を受けていらっしゃる方が対象になってまいります。現在、要支援、要介護認定を受けていらっしゃる方が３万人以上いらっしゃるわけなんですけれども、その中から無作為抽出という形で３，０００名を抽出させていただくんですが、２つのアンケートが同時期に重なりますと、回答いただく方のご負担にもなってまいりますので、そこにつきましては重ならないように配慮させていただくというような内容になっております。

委員：わかりました。

もう１点は、第２回介護保険運営協議会で検討となっているんですが、この事前の資料配付はいつごろになりますか。

事務局：今回は大体、会議の１０日前にお送りさせていただいたんですが、やはり中身の検討になりますと少しお時間があつたほうがいいかなと思いますので、なるべく早い時期にお送りしたいとは考えております。今後こちらのアンケート調査に関する実際に発送など、調査票の印刷がありましたら、発送をお願いする、あと設問の案についてこちらと事務局と協議をする業者のほうと契約をする予定でございまして、そちらの調整等もスケジュールにもよりますけれども、そういった案をなるべく早目にお示しできるように、遅くとも２週間前ぐらいには何とか発送できるように、こちら現在のところでは考えているところでございます。

委員：②番の在宅サービスの利用者アンケートにつきまして、こちら２，１００人の方ということで、こちらの方も無作為ということよろしいんでしょうか。

事務局：そうですね。２点目から４点目につきましては、２，１００人、９００人、９００

人とございますが、大体その分野に該当される方の約半数というのを想定してございまして、その中から無作為で抽出させていただくという予定でございます。

委員：在宅サービスの利用者さんの中には認知症の独居の方や高齢者のみ世帯等、ちょっとこういったものが配られても記載できない、理解できないという方もたくさんいらっしゃると思いますので、今後そういった方に対しての配慮もしていただきたいという意見でございます。

事務局：ありがとうございます。

委員：最後、6番ですけど、ケアマネジャーアンケートってありますけども、どういう形で120人程度を選ばれるのかわからないんですけども、もし可能であればケアマネジャー歴何年というような形で分けていただくと違うものが見えてくるかなとは思っているんですけども。

事務局：ケアマネジャーさんへのアンケートにつきましては、その時点で把握してる皆様にお送りする予定でございますので、選出とか抽出ではなくて、一応全員に対して送付することを予定しております。その経歴につきましては、その中で質問に入れるかどうかはまた考えたいと思います。

会長：ほかにはいかがでしょうか。

細かな内容などは多分恐らくこれから検討されるということだとは思いますが、事前に既にやられていた内容でこのあたりのことをちょっと検討お願いしたいとか、昨今の状況を踏まえましてというところがあれば、余り細かいところまではこれからだと思いますけども、事務局のほうにお伝えして検討していただくという形もとれるかなというような状況だと思いますけれども。

委員：②番なんですけれども、先ほどおっしゃった独居とか老老介護のご夫婦があってアンケートとかにお答えしにくい方がいらっしゃるのではないかと、特に意見とか気持ちとかを吸い上げていただけるとありがたいかなと思いました。

事務局：そちらにつきましては、やはり別の委員のほうからもご要望もございましたし、関係機関、包括支援センターでありましたり、各民生委員児童委員さんもそうなんですけれども、ちょっと具体的なご協力の方法はまだ現在お示しできないんですが、何らかの形でご協力をお願いしながら、なるべくそういった方々のお声も届くように考えたいと思いますので、現時点ではそういった形をお願いしたいと思います。

また、アンケートの中身につきましては、基本のアンケートが前回の調査でございますが、ベースとなる部分はこちらの部分も踏まえながら今回の調査のアンケートの内容を考えてまいりますので、そういった中でのご意見もありましたらぜひ事務局のほうにお寄せいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

会長：ほかにはよろしいでしょうか。

特にあれですね、なかなかご意見が出しづらいような方の調査方法、そういったところを少し詰めていただければというのが多く出た意見じゃないかなと、事務局のほうでご検討よろしく願いいたします。

それでは、一応スケジュールということで資料3につきましては了承いただいたということでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、了承といたします。

10 報告事項

(1) 介護施設整備に係る国有地の活用について（資料4）

〔質疑応答〕

会 長：それでは、ただいまの国有地の活用についてということで、報告事項ということですが、すけれども、今後、地域の意見を参考としながら国と協議を進めていくという事務局の報告でありましたけれども、ご意見、ご質問等あればご発言のほうよろしくお願ひいたします。

委 員：大体いつごろ完成の見込みかということと、それから大体総予算幾らぐらいで計画されるのかということと、それから現在、特養ホームの待機者がどのくらいいるか。それからその完成のころにどのくらいと見込んでおられるのか。その辺をお聞きしたいんですけど。

事 務 局：完成の予定といたしましては、こちら説明でも申し上げましたとおり、国との協議の期間がどれぐらいになるかという部分もございまして、定かなことは申し上げられないんですが、スムーズに進んだ場合、本年中に仮に事業所の公募等を行いますと、開設のほうにつきましては、おおむね平成31年から32年ごろになるかというところを考えてございまして。

予算につきましては、こちらの施設整備に係るお金は当然出るわけなんですけど、私どもで考えている部分といたしましては、社会福祉法人さんを選考させていただきました。土地の借り受け及び施設整備につきましては、選考させていただきました法人さんが担っていただくというところがございますので、この施設整備に係る補助制度等は東京都で実施するところがございますので、東京都の補助金を活用、その整備費のうちの幾らかを活用するという形になってまいりますけど、市の財政上は予算の出るものがございません。

あと待機者数についてのご質問でございますが、平成27年6月末現在、昨年の6月末現在で市内の各特別養護老人ホームのほうに調査させていただきました。集計した結果でございますが、447名の方が待機いただいているという状況でございます。

今後の見込みでございますが、やはり引き続き増加傾向が予測されておりますので、こちらの施設の完成見込み時期であります平成31年、2年ごろにつきましては、ここから、ほかに施設ができてれば別ではございますが、増加する可能性は高いというふうに考えてございまして。以上でございます。

委 員：今の待機者数なんですけど、一般的に介護3以上の人が原則よというふうに言われているんですけど、そういう意味での447名ということでしょうか。

事 務 局：447名全員が要介護3以上かと申し上げますと、必ずしもそうではないんですけども、要介護1とか2の方で申し込みはされていらっしゃるという方はいらっしゃいます。制度上、入所ができるのは要介護3以上の方で、要介護1と2の方につきましては、特別な事情がある場合を除いては入所することができないというふうに昨年制度が変わったわけなんですけれども、申込者数的には各施設とも要介護1、要介護2であっても受け付けはしないというわけではございませんので、待機者の

中に含まれている状況でございます。

委員：その中で要介護3以上は何名よという把握はまだされてないですか。

事務局：しております。今手元に細かい数字がないものですが、おおむね300人から350人ほどというふうに考えてございます。

会長：ほかにはいかがでしょうか。

この定期巡回・随時対応型訪問介護看護等在宅サービスというのが一つのベースになってというわけですけど、これに関しては何か理由があるんでしょうか。

事務局：やはり在宅サービスの中で今後、独居の方や高齢者のみの世帯の方を支えていくサービスとして期待が高い定期巡回・随時対応型であろうかとは思いますが、現状市内では1カ所、事業所のほうございますが、なかなか利用者数的には伸び悩んでいるところではございますが、やはり今後の社会のあり方を考えますと、必要なサービスであるという認識がございまして、入れさせていただいているところでございます。

(2) 平成27年度地域包括支援センターの活動実績(資料5)

[質疑応答]

会長：それでは、ただいまの報告につきましてご意見、ご質問があればご発言のほうよろしくをお願いいたします。

委員：地域ケア会議についてなんですが、この参考資料を見ると基幹型地域ケア会議が年1回ということで回数が、回数ばかりが能じゃないんでしょうけど、やはり少ないなという感じがあるんですけど、これはケア会議の実態いかなんですので、ただの感想、意見ということですか。

事務局：地域ケア会議につきましては、各地域包括等で個別のケース対応についての会議、あと地域の自治会等との状況の意見交換を兼ねた地域を対象とした会議がそれぞれ回数行われております。年に1回といいますのは、市の課題をどう整理して、具体的な対応に結びつけていくかというところでの集約としての会議でございます。

委員：医療との連携というところがありまして、連携会議とかそういうのがあって、その前のところで定期巡回・随時対応型訪問介護看護というのものもあるんですけども、それと関係していますか。

事務局：先ほどの議題で出ました定期巡回・随時対応型訪問介護看護というのは、介護保険でのサービスの項目になります。医療と介護の連携というものは、在宅療養だとかを続ける市民の方をどう支えていくか。そこには医療の側と介護の、日々生活をされておられると、やっぱり情報共有だとか連携が非常に大事となっております、職種をまたいだ連携関係をどう築いていくかというのが医療と介護の連携事業のことになります。

委員：そうしましたら、ここには訪問介護と看護というのがあるんですが、訪問医というのはないんですか。

委員：看護師さんと介護士さんはこうして定期的に回ってきてくださるんだなと思ったんですが、お医者さんが回ってこられるという訪問医というのはいらないんですか。

事務局：介護保険のメニューでは訪問介護と訪問看護がセットになったものがありますが、

医療につきましては訪問診療という形で、介護で対応するときと医療制度として対応するときがありますので、制度としては存在しております。

委員：小平ではどのぐらいありますか。

副会長：在宅支援診療所が病院を含めて8カ所だけなんです。あとはやはり外来診療が中心になっている開業医の先生は多いです。ただやはりそういう支援診療所というふうにはなっていない先生方も中には診ている患者さんがやはり外来に来れなくなったということで、おうちに訪問するという先生方もいらっしゃることは確かです。科にもよりますけれども。

委員：大切だと思いますので、よろしくお願いします。

委員：先ほどの別の委員からの質問と重なるんですが、基幹型地域ケア会議というので、会議の回数が問題ではないとお話がありましたけども、どんどん進んでいる地域の事例を見ますと、2カ月置きに市全体で行っているというのが見受けられます。それでかなりのやっぱりいろんなフォローができて、非常に有効打となっているんですが、小平の場合はそういういわゆる他市の成功事例というのはどの程度参考にされているんでしょうか。

事務局：2カ月に1回しているところも把握はしております。そういったところに以前私なんかも視察に行っておりますが、そういったことを踏まえて小平の状況に合わせてやっております。地域ケア会議と名前をつけて行っている会議はお示ししたとおりなんですけれども、そのほかいろいろな会議がございまして、全体としてネットワークを組んでおります。

委員：そこに当事者としてかかわっておられる立場で、現在のそういう状況というのは何か改善の余地はないんでしょうか。

事務局：検討中でございます。

会長：そうしたら、また地域ケア会議等の何か検討された方向性とかございましたらぜひご報告などをお願いいたします。

事務局：はい。

(3) 平成27年度介護予防事業の概要報告(資料6)

〔質疑応答〕

会長：それでは、ただいま報告がありました平成27年度介護予防事業概況報告につきましてご意見、ご質問ございましたらご発言のほうよろしくお願いいたします。

委員：チェックリスト未返送者への再送通知を9,597通、27年度出されたというふうに書いてあるんですけれども、未返送者だけに限らず、いろんな事業をやっているだけで非常に有意義であるし、それなりの成果が上がっているわけで、ありがたいことだというふうには思っておりますけれども、参加される方はいろんな事業全部に参加するんですね。行かない人はどこにも行かないわけです。ですから、約9,600名の方に再送付をして、その結果というのはどんな状態だったんでしょうか。

事務局：お答えいたします。再送付をしての全ての返送率が84.4%ということになります。返送されてこなかった方につきましては、各包括で、全数とまではいかないん

ですけれども、年齢が高い方へここ3年ぐらい訪問調査をかけております。

事業も介護予防教室等のご案内の通知を差し上げているんですけれども、やはり参加されない方とされる方の差が大きいものですから、参加されない方についても、基本チェックリストの点数が高い方を優先して、地域包括支援センターの皆様にも訪問調査をお願いをしていたところです。

そういった形で基本チェックリストをもとにしていたというところでは、皆様にちょっと不安を与えるかもしれませんけれども、今年度につきましては、去年の資料を使いながら、引き続き住民の方の実態把握に努めていきたいと思っているのと同時に、来年度以降どういう形での実態把握が効果的なのかというところを今検討中でございます。

委員：11ページ以降の見守りボランティアさんがいろいろなさっていただいて、前向きに取り組んでいる様子がよくわかったんですけれども、これはボランティアさんたちが自分が動いて得た情報を与えるだけということなんですか。例えば老夫婦の方で両方とも認知症の方で、近所の方にそういった見守りボランティアさんに目をかけていただければありがたいというような方もいらっしゃると思うんですね。そういう方とのタイアップというか、そういうこととかはないものなんですか。

事務局：見守りボランティアにつきましては、さりげない見守りということで、基本的には1対1とかそういったような組み合わせをつくらない見守りということで、現在のところ基本的には行っております。ただ、講習とか受けられて気になる方が近くにいらっしゃれば、ボランティアさんの方それぞれ個々のつながりの中で気にかけていただいたりということが行われております。今後見守りにつきましても検討が必要だということで考えております。

委員：今の見守りボランティアなんですけど、講習会に私も参加しました。オレンジリングももらいました。実際に私は自分の地域の中で高齢の皆さんとの付き合いもふだんからあるので、特にこのあるなしでもないんだけど、ここの講習を受けた人の人数から見て、下の通報の件数、先ほどさりげなくとあったんだけど、別の面からするとこの見守りボランティア登録っていいながら、ご本人たちはほとんど意識ないんじゃないですか。私自身もボランティア、わかっているから自分で自主的にやるけれども、自分が登録している、誰かどなたかオレンジ持ってる方いますかね。ふだんから自分がそういう立場だよと意識持っていますか。その辺の次の手がどうも小平弱いんじゃないかと思うんです。

講習すればしっ放し、受けたほうは受けっ放し。せっかくやるんだったらその地域のリーダーを決めて、何か市民が自主的に取り組むような、そういう何かレベルアップした施策をとらないと、数ばかりふえてって中身があんまりないかなという、正直そういう印象です。私の周りでも、俺持っているよ、持っているよというけど、何にもそんな意識ないというのがほとんどです。その辺のところを主催者側としてはどういうふうにお考えでしょうか。

事務局：オレンジリングにつきましては、認知症サポーター養成講座をお受けいただいた証しということでお渡ししています。ですので、介護予防見守りボランティアの中でもサポーター養成講座は行っているんですけれども、オレンジリングの意味としては、認知症の基礎知識について学んでいただきましたというものになるので、ご了承

解いただきたいと思います。

見守りボランティアの登録者数ばかり多いのではないかということなんですけれども、意識がどうなんだろうということなんですけど、一応登録していただくときにはご本人でお名前を書いて出していただいたものをもとに名簿を作成しております。確かに登録した方全員が活動にすごい積極的ではないのは確かなんですけれども、各地域包括支援センターで交流会を行っておりまして、活動をしようという方たちの気持ちを育てていく取り組みはしております。また、今後そういった地域の方の力を生かしていただくような研修や展開というのを考えております。

委員：今の見守りの件ですけれども、見守りボランティアって本当にあれ難しいんですよ。やる気がある人がやればいいということでしょうけれども、どんなにやる気があっても相手側は受け入れてくれないわけね。その前に自分の地域のどこの誰さんがそういうことを待っているのかという情報が全くないんです。ですから、私なんかも近所に民生委員さんいらっしゃるんで、よく話はするんですけれども、民生委員さん自体が把握できてないんですよ。どこに訪ねていけばいいか、どなたをどうすればいいかって、それが分からない、だからどうしてかっていうと、情報が全く出されない。個人情報云々かんぬんでそれを出していただけないと。だって行くところがわからなければどうするのということで、けんけんがくがくやっているのが実情です。

ですから、地域で本当に例えば高齢クラブなんかに入ればわかりますよね。あの方ずうっと出てきてたけれども、最近来ないね、どうしたんだろうということではちょっと訪ねると。そうするとそういうところはいいんですけれど、個人だけの問題じゃないんです。家族が家の中に上がらせてくれない、話をさせてくれないって、そういうこともあるんです。ですから、一口に見守りボランティアっていても、どんなにやる気があっても本当に拒絶感というか、ああ、難しいなって本当に思いますよ。ですから、その辺をどういうふうに進めていくかというのは非常に難しいとは思いますが、何かやっぱり方法を考える必要はあるのかなとつくづく感じます。

委員：民生委員ですけれども、民生委員は一応いろんな情報をいただいております。それは情報をいただきながら守秘義務がありますので、それでも見守りボランティアの方であそこに心配な方がいるよという情報をいただいたら、それをまた訪問したりとか、別の形ではするんですけれども、本当に申しわけないんですが、それをそのまま見守りボランティアの方に、あそこのご家族はこうでこうなりましたということをはなかなかお返しできないのが、実は私たちも大きな悩みの一つです。結局それは民生委員としてかかわった場合に、そのご家族からいろんな情報を聞いた場合、それを関係機関につなぐときでさえ、関係機関につなぎますねということを了承をとります。それでその方との信頼関係を失いたくないので、実際には地域で見守りボランティアされている方からは情報をいただいた中で、その後は一応活動しておりますというお返ししかできていないことが実際のところなんです。これはやはりその方との信頼関係ということがありますので、ご了承いただければと思います。

それともしかすると民生委員の中にも年数がまだ少なくてご自身自体がわかってないこともあるかもしれません。そういうときは事務局がありますので、そちらの

ほうにお問い合わせをお願いしたいなと思います。各地区には会長等もおりますので、そこがフォローアップしたりしておりますので、よろしくお願ひしたいなということと、それからたまたま見守りボランティアの講座を受けて、それで地域の中で活動したいんだということでご相談を受けたときがありました。その方がたまたま町会の中の役員さんで、町会の中でどういう取り組みしようかということをご相談受けまして、実際には結局多くの方たちの目があれば地域の中で孤立する人が少なくなるんじゃないかなという意味合いのボランティア活動というふうに捉えていただければ、それと中にはいろんなことをおせっかいでそこまでしてほしくないという方がおります。それで65歳以上で言われても、65歳はとても若いです。民生委員の中では本当に70代も若いという形なんです。本当にもう実際にかかわっていく中には80歳、90歳の方々がたくさんおられますので、その入り方の難しさというのを感じながらですけども、その自治会の方は何をされたかっていいますと、自治会でいろいろと話をされて標語をつくるというのを皆さんにお願いして、町会、毎月出ている会報の中に要するに見守りのための標語をつくって、標語がどんどん出ていくというような形の見守りの仕方をしております。

なかなか資格は取ったものの、そこに身分の保障がないので、見守りボランティアの難しさというのを感じながら、連携とったりはしているんですけど。

委員：見守りというのはいろんな形がありますし、ここでいう介護予防見守りボランティアというのがどういう役割かというのは、受講者も必ずしも明確に共通意識があるというわけじゃないと思うんですね。だからさりげない見守りとか気づきとかいうことで、私の理解するのは要は情報提供であると。それ以上個別にアプローチすることはそもそも期待されてないというふうに了解するんですけど、それでいいでしょうか。

事務局：ご指摘のとおりで、介護予防見守りボランティアにつきましては、通りすがりとか、そういった状況で新聞受けに新聞がたまっているとか、洗濯物が窓のところに出っ放しになっているだとか、何らかの異変を感じていただいたときに地域包括支援センターに連絡いただくことを基本としております。

会長：見守りのところでいろいろお話が出たかと思うんですけども、せっかく登録していただいたというのもありますので、何かうまい形の活用の方法というのを検討していただければということで、ご意見をまとめさせていただくということでよろしいでしょうか。

(4) 平成27年度地域ケア会議の概要報告(資料7-1, 2)

[質疑応答]

会長：それでは、ただいまのご報告につきましてご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

委員：数字的なことなんですが、会議のまとめの中で大きい2番目の次のページ、裏面ですが、小平警察署・小平消防署の項目があります。ここで小平警察署での平成27年度の相談件数は112万2,694件とありますが、これは桁の間違いかなと思うんですが。

事務局：これは数字転記ミスとなっております。はっきりした数字が今お答えできないんですが、転記ミスとなっております。申しわけありません。

(5) 総合事業の事業者指定状況について(資料8)

[質疑応答]

会長：それでは、ただいまの報告につきましてご意見、ご質問ございましたらご発言をお願いいたします。

委員：介護予防日常生活支援総合事業という、この4月に始まった事業に関するホームページなんか見ても、正直言って小平のホームページよくわかんないんですよ。これは要望ですけど、市民がわかるように易しい言葉で易しく説明していただきたいんですけど。非常にわかりにくいです。やっぱり市民を巻き込んで何かをやろうとすれば、市民が理解できないとまずいですよね。そういう意味でお願いしておきます。

事務局：周知のほうでは本当にわかりづらくて申しわけありません。3月から総合事業を開始いたしまして、市民の方に対しては今度6月の20日過ぎに全戸配布で広報紙のほうを配布させていただきます。今後徐々に地域包括ケアを推進していくために市民の方々に丁寧な説明を心がけていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

会長：ほかにはございますでしょうか、ご意見、ご質問など。では、よろしいでしょうか。それでは、以上で議事、協議・報告事項、用意されたものが終了したということになります。

11 閉会

以上